

令和2年5月29日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした事務局の対応
について

日頃から当共済組合の業務運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和2年4月16日の緊急事態宣言の発出を契機に実施してきました共済組合事務局窓口での年金相談等の一時休止について、同宣言の解除を受け、同年6月1日より窓口対応を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、共済組合事務局窓口へお越しになる皆様には、以下の対応をお願いさせていただきますので、ご協力をいただきますようお願いいたします。

- 1 「密集」を避けるため、入室は1組あたり2名までとさせていただきます。
- 2 入室される方は、マスクを持参し、着用をお願いいたします。
- 3 手指消毒液を設置しますので、入室前に、手指の消毒をお願いいたします。
- 4 毎正時から5分間、執務室の換気を行います。
- 5 年金相談窓口では、飛沫感染防止用パネルを設置して対応させていただきます。